

【資料 3】

地域課題解決ビジネス創出事業に係る事前調査事業業務委託
企画提案競技 審査基準

1 評価方法

- (1) 企画提案書の内容を基に評価する。
- (2) 各評価項目について 5 段階評価をし、全評価項目の合計を 100 点満点とする。
- (3) 下記 4 「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関しては、該当項目に応じて加点する。
なお、共同企業体（JV）については、JV を構成する企業ごとの配点を合計し、構成企業の総数で除した点数を加点する。

2 評価項目及び配点

分 類	評価項目（審査の視点）	配点
1 事業の理解度・基本方針	①本事業の目的（単年度の補助金依存からの脱却、ビジネス手法による地域課題の自立的・持続的な解決等）や背景を十分理解しているか。 ②単に公金に依存するのではなく、民間の知見や資源を活用して「収益を上げる構造」をつくるための基本方針やアプローチが明確かつ妥当であるか。	各 10 点 計 20 点
2 課題・資源の「目利き」と調査手法	③単一の行政サービスでは維持困難な課題の中から、ビジネス化（自立化）になじむテーマを的確に特定・選定（目利き）する手法が提示されているか。 ④実証エリアにおける民間人材、未利用公共施設等の地域資源、地元事業者や地域金融機関等の意向・ニーズを把握するためのアプローチが具体的であるか。	各 10 点 計 20 点
3 事業計画の実現性・有効性	⑤複数課題の組み合わせや先進技術の活用によるコスト削減、新たな収益源の創出など、実効性の高い事業・収支モデルの検討手法が提案されているか。 ⑥令和 9 年度の第 1 号実証事業へのスムーズな移行および「地域未来交付金」申請支援に向けたスケジュールや手法が妥当であるか。	各 10 点 計 20 点
4 推進体制・官民共創	⑦県、実証エリア市町村、民間専門家、地元の事業運用担い手、金融・産業関係者、高等教育機関等からなる実効性ある「官民共創合同チーム」の編成・運営手法が提示されているか。 ⑧実証期間終了後も自立して事業を継続・発展させるための実働組織スキームや体制構築に向けた考え方が明確であるか。	各 10 点 計 20 点
5 全県展開・将来ビジョン	⑨単一プロジェクトの実証で終わらず、官民共創による持続的な課題解決の仕組みを本県に定着させ、全県展開を図る将来ビジョンが示されているか。	10 点
6 業務履行能力・経費妥当性	⑩本業務を的確かつ円滑に遂行するための十分な人員体制、専門性、過去の類似業務の実績等を備えているか。 ⑪経費の積算に当たり、項目出しや数量計上が妥当であり、予算の範囲内で経済的かつ適正な見積額となっているか。	各 5 点 計 10 点
合 計		100 点

3 評点基準

評価点（5点配点）	評価点（10点配点）	評価基準
5	10	優れている（要求水準を十分に超えている）
4	8	やや優れている（要求水準を満たしている）
3	6	普通（概ね要求水準を満たしている）
2	4	やや劣っている（やや不十分な点がある）
1	2	劣っている（不十分である）

4 「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組への配点

評価項目	大区分	小区分		配点	
賃金水準の向上	役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率※1	1.50%以上		3	最大 5
		2.00%以上		4	
		3.00%以上		5	
	パートナーシップ構築宣言の作成・公表			0.5	
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法※3	各 0.25	最大 0.5
			次世代法※3		
	えるぼしチャレンジ企業認定※2			1	最大 3
	法令に基づく認定	女活法※3	えるぼし	0.5	
			プラチナえるぼし	2	
		次世代法※3	くるみん	0.5	
			プラチナくるみん	2	
	若者雇用促進法※3	ユースエール	0.5		
	秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰		各 0.5	最大 1
		女性の活躍推進企業表彰			
		子ども・子育て支援知事表彰			
		男女共同参画社会づくり表彰			

注1 複数の小区分に該当する場合は、最も配点が高い区分により配点を行うものとする。

注2 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点により配点を行うものとする。

注3 共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、参加企業の配点の合計点を当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第1位を四捨五入）により配点を行う。

※1 複数の小区分に該当する場合は、最も配点が高い区分により配点を行うものとする。

※2 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

※3 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

5 選考方法

- (1) 審査委員ごとに、各評価項目について評価を行い、評価点を付す。
- (2) 上記(1)により評価した評価点を合計し、4「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関しては、該当項目に応じて加点した上で、合計点数が高い順に順位を付ける。
- (3) 評価点の合計点数が最も高い企画提案を選定する。ただし、全審査委員による合計点数の平均点が60点に満たない場合は選定しない。

なお、評価点の合計点数が最も高い企画提案が複数ある場合には、審査委員間の協議により順位を決める。